

第 18 回 東京湾ヨットレース 2012

(TYC レース 第 7 戦)

帆走指示書

主 催 : 東京ヨットクラブ
運 営 : 東京ヨットクラブ競技委員会

1. 適用規則

- 1.1 セーリング競技規則 2009-2012 (以下、「RRS」と略する。)
- 1.2 JSAF 外洋レース規則 2009
- 1.3 当レース実施要項
- 1.4 本帆走指示書
- 1.5 レース実施要項と帆走指示書の間には矛盾が生じた場合は本帆走指示書を優先する。
- 1.6 参加艇のハンディキャップは当レース独自の PHRF で行なう。

2. 責任の所在

- 2.1 参加艇とその乗組員の安全に関する全ての責任は各艇にあるものとする。
- 2.2 当レースの主催者および運営は、参加艇や乗組員の事故(死亡、傷害、沈没、破損等)および、参加艇や参加者によって引き起こされた第三者に対する事故(死亡、傷害、沈没、破損等)に対して一切の責任を負わない。
- 2.3 参加艇がスタートするか否か、またレースを続行するか否かの判断は各艇が行うものであり、当レースの主催者および運営は一切の責任を負わない。

3. 参加資格

- 3.1 東京湾ヨットレース実施要項に基づき申込手続きおよび必要書類を提出した艇とする。
- 3.2 TOKYO YACHT CLUB RACE2012 のレース公示に指示された資格を有し、かつ下記の当レース特別規程を満たす艇とする。
 - 1) 乗員分の個人用浮力体とハーネスを備えていること。なお、Y 旗の掲揚の有無にかかわらず、レース中に参加者全員が個人用浮力体を着用するものとし、着用していない艇は「RRS 60.2」により抗議できる。
 - 2) VHF 又は携帯電話いずれかの通信手段を搭載していること。
 - 3) 対人・対物等をカバーするヨット保険に加入していること。

4. 帆走指示書の変更

- 4.1 帆走指示書の変更がある場合は、TYC-Racing ホームページにレース前日の午前 6 時まで掲示するか、艇長会議にて行う。
- 4.2 海上での変更は、本部船に L 旗を掲げ、口頭及びホワイトボードにて通告する。

5. 日程

- 5.1 エントリー 8 月 10 日(金) までに、事前提出書類を東京夢の島マリーナへ提出
- 5.2 支払期限 8 月 10 日(金) までに振込(共通エントリーフォーム参照)
- 5.3 出艇申告 8 月 18 日(土) 16 時 00 分～16 時 30 分 保田漁港(ばんや)
- 5.4 艇長会議 8 月 18 日(土) 16 時 30 分～17 時 00 分 保田漁港(ばんや)
- 5.5 保田 MT 8 月 18 日(土) 17 時 00 分～20 時 00 分 保田漁港(ばんや)
- 5.6 レース 8 月 19 日(日) 05 時 55 分～15 時 30 分 全クラス同時スタート
- 5.7 表彰式 8 月 19 日(日) 16 時 30 分以降、東京夢の島マリーナアトリウム

6. クラスおよびクラス旗

6.1 クラスとレース旗は、下記の通りとする。

-  レースクラス A : 青
-  レースクラス B : 緑
-  レースクラス C : 黄
-  クルージングクラス : ピンク

TYC 旗



6.2 参加艇は艇長会議で受け取ったクラス旗を、海上エントリーおよびレース中はバックステー等の視認しやすい場所に掲揚すること。

6.3 TYC 会員艇は TYC 旗の掲揚を行う。掲揚していない艇には、「RRS 60. 2」により抗議できる。

7. レースコース

7.1 保田漁港沖スタート（注1）⇒ 浦賀水道航路東側（注2）⇒ 第一海堡・第二海堡間 ⇒ 木更津沖・中ノ瀬航路東側（注3）⇒ アクアライン橋脚下（注4） ⇒ 東京ディズニーシー沖近辺フィニッシュ（レースコース約30マイル）

7.2 （注1）スタートから保田漁港沖の定置網2を右舷に見て通過し、定置網2とその東側沿岸の間は航行禁止とする。

7.3 （注2）浦賀水道航路北航側の浮灯標No. 2、No. 4 および第二海堡西端を結ぶ線の東側。

7.4 （注3）第二海堡西端、中ノ瀬航路の浮灯標No. 2、No. 4、No. 6、No. 8を結ぶ線の東側。

7.5 （注4）海ほたるから7番目の橋脚と8番目の橋脚の間を北行すること。

7.6 （注5）浦賀水道航路及び中ノ瀬航路内並びに東京湾アクラライン東水路および付近海域への進入・航行を禁止する。尚、この航行禁止区域は連続した障害物とする。

7.7 上記（注1～5）について違反した艇には「RRS 60. 2」により抗議できる。

8. スタート

8.1 スタートラインは、保田漁港から北西約2マイル付近に設置する。

8.2 スタートラインは、保田漁港から北西沖合に対してTYC大エンサイン旗を掲げた本部船を右舷に見て、左舷側にM旗を掲げたマークボートとの見通し線とする。

8.3 スタートラインの位置を変更する場合は、本部船にL旗を掲げ通告し、本部船に続いて新しい地点へ移動する。

8.4 スタート前、スタート海域にて海上エントリーを行うので、L旗が本部船に掲揚されたら本部船のスタン側から時計回りで近づき、本部船から艇名の確認を受けること。

8.5 レースは、次の通りスタートさせる。（RRS 26の変更）

信号	視覚信号	音声信号
予告信号（5分前）	TYCクラブ旗 掲揚	音響1声
準備信号（4分前）	P旗またはI旗 掲揚	音響1声
1分信号（1分前）	準備信号 降下	長音1声
スタート	TYCクラブ旗 降下	音響1声

P 旗



8.6 スタートは全クラス同時スタートとし、スタート予告信号時間は05時55分とする。

8.7 定められた時刻にスタートさせることが出来ず延期する場合は、本部船に長音2声とともに回答旗（AP旗）が掲揚され、その後、長音1声とともに回答旗が降下され、1分後に予告信号が掲揚される。

8.8 スタート信号が発せられ自艇がスタートラインを完全に横切るまで、スピン等の使用（展開（ホイスト））をしてはならない。

8.9 前項に違反した艇には、「RRS 60. 1」「RRS 60. 2」により抗議できる。

8.10 スタートラインはスタート後15分で消滅し、スタート信号15分経過後にスタートした艇は、失格に代わる罰則として所要時間に対し10%のタイムペナルティーを課す。（RRS 付則 A 4の変更）

9. リコール

9.1 個別リコール

- 9.1.1 リコール艇があった場合は、本部船に音響1声と共に「X」旗を掲揚する。
- 9.1.2 「X」旗の降下は、リコール艇が全て解消した時、あるいはスタート信号の4分経過後のいずれか早い方とする。
- 9.1.3 リコールを解消しなかった艇は、失格に代わる罰則として所要時間に対し10%のタイムペナルティーを課す。

9.2 ゼネラルリコール

- 9.2.1 ゼネラルリコールの場合、本部船に音響信号2声と共に「第一代表」旗を掲揚する。
- 9.2.2 新しいスタートの予告信号は、音響信号1声と共に「第一代表」旗が降下された1分後に発せられる。
- 9.2.3 ゼネラルリコール後の再スタートには、RRS30.1のI旗規則を適用することができる。この場合、準備信号としてI旗を掲揚し、スタート1分前に長音1声と共に降下する。
- 9.2.4 I旗が掲揚され、スタート信号前の1分間に、艇体、乗員または装備の一部でもスタートラインまたはそのどちらかの延長線のコースサイドにある場合には、その艇はその後スタートする前にコースサイドからスタートラインの延長線を横切り、プレ・スタート・サイドまで帆走しなければならない。(RRS30.1)
- 9.2.5 I旗規則によるリコール艇があった場合は、音響信号1声と共に「X」旗を掲揚する。
- 9.2.6 I旗規則によるリコール艇が全て解消された場合、あるいはスタート信号4分経過後のいずれか早い時点で「X」旗を降下する。
- 9.2.7 リコールを解消しなかった艇には、失格に代わる罰則として10%のタイムペナルティーを課す。

10. フィニッシュおよびコース短縮

- 10.1 フィニッシュラインは、浦安沖灯標の南側0.5マイル近辺に錨泊する本部船もしくはマークボートとマークとの見通し線とする。尚、その日に気象状況によっては、海ほたる寄りにフィニッシュラインを設置する場合もある。
- 10.2 コース短縮があった場合は、第一海堡南側0.5マイル近辺、又は、海ほたるアクラライン橋脚No.7の南西側約0.7マイル近辺とする。
- 10.3 コース短縮はクラス別に行う場合があり、クラス旗を掲揚した本部船もしくはマークボートとマークとの見通し線とする。

11. タイムリミット

- 11.1 タイムリミットは、次の通りとする。
 - 11.1.1 第一海堡南側近辺 12時30分(コース短縮の場合)
 - 11.1.2 海ほたる橋脚南側近辺 14時00分(コース短縮の場合)
 - 11.1.3 浦安沖灯標南側又は海ほたる寄り近辺 15時30分
- 11.2 タイムリミットで設定された第一海堡南側近辺のフィニッシュ以外で、12:00までに第一海堡と第二海堡の間を通過できなかった艇はDNFとする。

12. レース成立

- 12.1 各クラスのトップ艇のフィニッシュをもって、そのクラスのレースは成立する。
- 12.2 タイムリミット内に当該クラスの1艇もフィニッシュしない場合には、当該クラスのレースはノーレースとする。

13. 成績

- 13.1 東京ヨットクラブ独自のレーティング(TCF)による修正時間により順位を決定する。
- 13.2 成績は各クラスに分けて集計を行う。
- 13.3 修正時間は秒単位までを算出し、小数点以下を四捨五入する。
- 13.4 修正時間が同一の場合には、TCF値の小さい艇を上位とする。
- 13.5 得点係数は1.2とする。

14. 本部船及びマークボート

- 14.1 本部船は、艇名：AZURE（ボート）を予定しTYC大エンサインを掲げる。
- 14.2 マークボートは、パワーボート（艇名未定）を使用する。
- 14.3 本部船とマークボートの正式な艇名と連絡先は艇長会議時に決定する。

15. 抗議

- 15.1 抗議をしようとする艇は、まず、相手艇に抗議の意思を伝え同時に他艇から見やすいところに赤色旗を掲げ抗議の意思を表さなければならない。
- 15.2 抗議書は、レース当日の16時30分までレース委員会に提出しなければならない。
- 15.3 抗議に対する審問はTYCプロテスト委員会が時間と場所を決め、双方に通知した後に審問を行なう。

16. 参加艇の義務

- 16.1 出艇申告したがスタートしない艇は、レース本部に直ちに連絡しなければならない。
- 16.2 レースを棄権した艇は、レース本部に速やかに連絡しなければならない。電話又は無線による時は必ず艇の責任者が行き、第三者に伝言を託してはならない。
- 16.3 レース終了後は速やかにレース本部まで帰着申告としてレース旗を返却する。
- 16.4 帰着申告時にレース報告書を提出し、レース報告書には第一海堡と第二海堡間の通過時刻、アクアライン橋脚下通過時刻およびフィニッシュ時刻を記載する。

17. 航行注意

- 17.1 参加艇は以下に対し、細心の注意をはらい航行すること。
 - 17.1.1 保田沖定置網
 - 17.1.2 浦賀水道航路及び中ノ瀬航路内の進入・航行禁止
 - 17.1.3 金谷港へのフェリー航路での操船注意。
 - 17.1.4 第一海堡周辺の水深（沿岸への近付き過ぎに注意）
 - 17.1.5 木更津の盤州鼻
 - 17.1.6 東京湾アクラライン橋脚下通過時における橋梁標
 - 17.1.7 東京湾アクラライン東水路の進入・航行禁止
 - 17.1.8 東京湾内を航行する本船（常に前後及びリーサイドのワッチを怠らないこと）

18. エンジンの使用

- 18.1 レース参加艇はレース中にエンジンまたはその他の方法による推進力の使用は認められない。（レース中とはスタート4分前の準備信号からフィニッシュラインを横切るまで）。しかし、落水者救助、遭難艇（船舶）救助、他の船舶との衝突回避（緊急避難）、離礁、進入禁止の水路及び航路からの離脱、その他の緊急かつ切迫した事態に対処するために、エンジンまたはその他の方法による推進力を使用することができる。（RRS 42.3(h)参照）
- 18.2 レースにおいて著しく有利にならないようにし、エンジン等による推進力を使用した場合は、その状況（使用した目的・時間・場所等）について、フィニッシュ後レース委員会に速やかにエンジン使用報告書を提出しなければならない。報告しない艇にはRRS 60.2により抗議できる。

19. ロールコール

無線担当艇から12:00～12:30に個別に連絡をすることがあるので、各レース艇は上記の時間には必ず通信手段のスイッチを入れておき、自艇の位置・状況等について通知すること。

20. レースの中止

- 20.1 保田ミーティング（保田MT）中止については、2日前の木曜日にメーリングリストで通知する。又マリーナへ直接ご確認される場合は前日の金曜日以降に電話にて行う。
- 20.1 保田ミーティング中止の場合、本レースも中止となるが、レース当日の日曜日に通常月と同じ若洲沖でレースが可能な場合は実施する。

《参考付図》

1. レースコース

(レースコース約30マイル)



【浦賀水道航路及び中ノ瀬航路の位置】 (おおよその座標と航路略図参照)

浦賀水道航路	浮灯標No. 2	(E139° 47' 23.0"		N35° 12' 31.8")
浦賀水道航路	浮灯標No. 4	(E139° 47' 21.0"		N35° 15' 10.6")
中ノ瀬航路	浮灯標No. 2	(E139° 45' 06.7"		N35° 20' 32.4")
中ノ瀬航路	浮灯標No. 4	(E139° 45' 44.1"		N35° 21' 52.8")
中ノ瀬航路	浮灯標No. 6	(E139° 46' 15.3"		N35° 22' 57.9")
中ノ瀬航路	浮灯標No. 8	(E139° 46' 49.4"		N35° 24' 10.6")

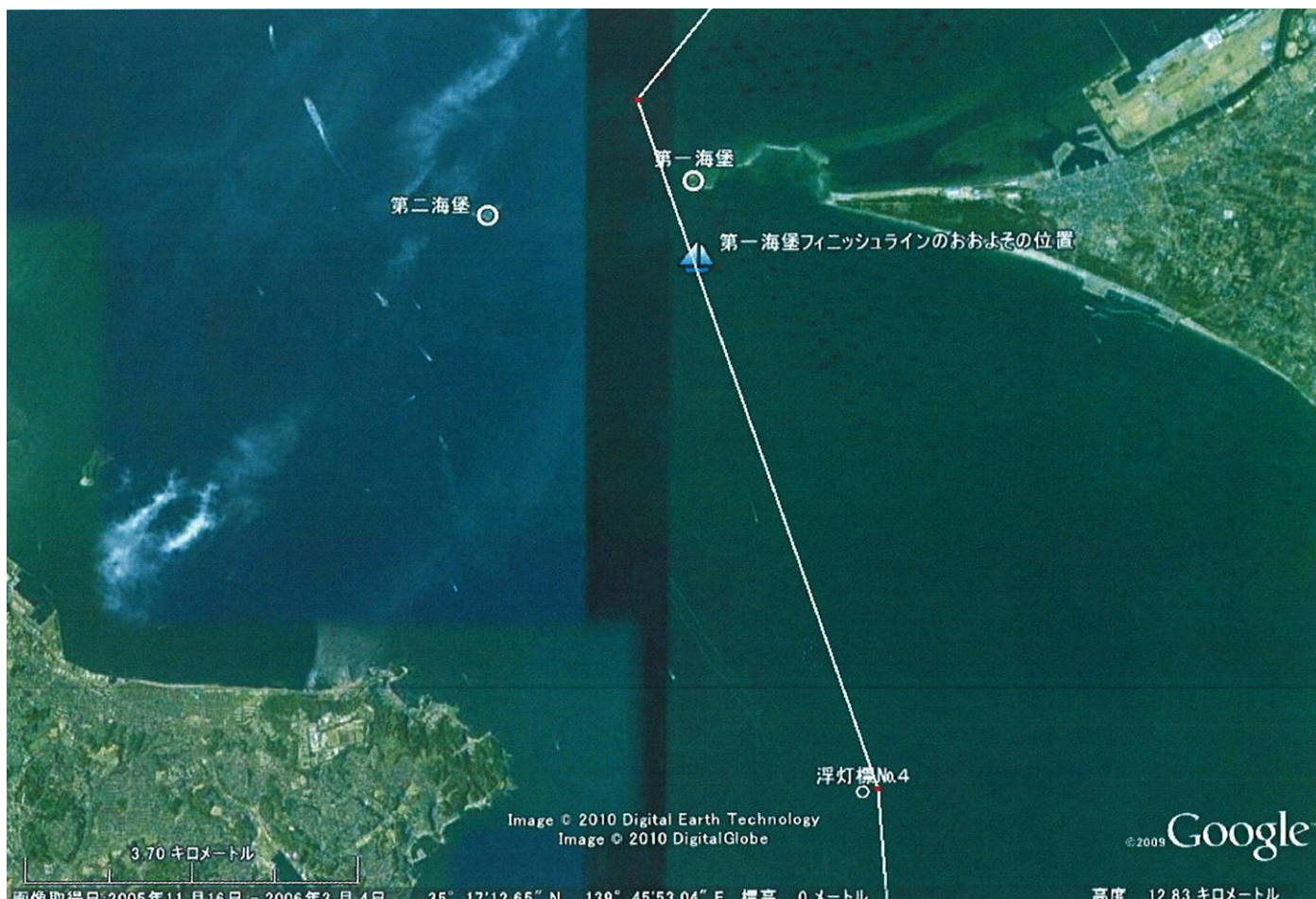
2. スタートラインおおよその位置

スタートラインおおよその位置は、保田漁港から北西約2マイル沖合近辺を予定。
尚、定置網2とその東側沿岸の間は航行禁止とする。



3. コース短縮（第一海堡フィニッシュの場合）

第一海堡フィニッシュになる場合のおおまかな位置は、第一海堡の南側約0.5マイル近辺。



4. コース短縮（海ほたるフィニッシュになる場合）

海ほたるフィニッシュになる場合のおおまかな位置は、海ほたるアクラライン橋脚No.7の南西側約0.7マイル近辺。

5. 注意事項

アクアライ橋脚への接近前と通過後は本船や他の船舶と接近する可能性が高いので十分注意すること。

下図の赤枠内航行禁止区域は東京湾アクアライン東水路を含む海域とし、アクアラインに対して南西側は約1マイル、および北東側約2マイルを航行禁止区域とする。

コース短縮（海ほたるフィニッシュになる場合）をしない場合、アクアライ橋脚No.7とNo.8の間を通過したあと直ぐに北西方向に進路をとらず約2マイルは北東方向（京葉シーバース）に進路をとり赤枠内航行禁止への進入・帆走をしないようにすること。

